

家屋の解体処分

環境保全課

災害廃棄物対策室

☎23-2123
☎23-6074

危険な家屋による二次的災害を防止するために、所有者からの申請に基づいて、大崎市が解体処分します。

◆対象となる家屋

り災証明書で、全壊または大規模半壊の判定を受けた家屋で全部解体するもの。個人住宅、分譲マンション、個人所有のアパートおよび貸家

◆申請できる人

家屋の所有者

◆申請に必要なもの

① 申請者が確認できるもの（運転免許証またはパスポートなど）

② 被災証明書（全壊、大規模半壊）の写し

③ 解体する家屋の建物登記簿

全部事項証明書（仙台法務局古川支局で、り災証明書原本の提示により無料交付）

④ 建物登記簿全部事項証明書に他の共有者や抵当権者などの権利関係者がいる場合、全員からの同意書

⑤ 相続登記されていない場合、遺産分割協議書または

申請者以外の法定相続人全員の同意書

⑥ 代理人の場合、委任状（所有者の印鑑証明書が必要）

⑦ その他申請内容を確認するために必要な書類

◆申込

環境保全課災害廃棄物対策室または各総合支所総務課に申し込み（受付時間〓九時〓十六時）

既に家屋の解体処分が終了している場合

この制度の受付が始まる前（七月十日まで）に施工業者と契約して解体処分をした人で、大崎市と施工業者との契約に変更できる場合は対象となります。申請には、被災家屋の解体処分の申請に必要な書類①〓⑦のほか次の⑧〓⑩の書類をそろえて、施工業者と一緒に来庁してください。

⑧ 施工業者と交わした契約書

または領収書

⑨ 施工前と施工後の写真

⑩ 損壊家屋解体処分工事費用内訳書（市指定の様式に施工業者が作成したもの）

◆申込

十月三十一日(月)まで環境保全課災害廃棄物対策室または各総合支所総務課に申し込み（受付時間〓九時〓十六時）



放射能に関する情報

■牛の出荷規制

放射性物質を含む稲わらを与えられた可能性がある牛が市場に出荷され、暫定基準値を超える放射性セシウムが検出された牛肉が流通したことが明らかになりました。

このため、国の原子力災害対策本部は、福島、宮城、岩手、栃木の四県に対し、牛の出荷制限を指示しましたが、検査の充実など安全な牛肉の出荷体制が整った段階で解除される見通しです。（八月十九日現在）

【空間放射線量の測定結果】 単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	放射線量	
		地表面から1m	地表面から0.5m
8月19日	市役所第2駐車場	0.08	0.09
	松山総合支所	0.08	0.08
	三本木総合支所	0.09	0.10
	鹿島台総合支所	0.07	0.07
	岩出山総合支所	0.12	0.14
	鳴子総合支所	0.09	0.10
	田尻総合支所	0.10	0.11

【浄水発生土の測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			Cs-134	Cs-137
7月22日	青山浄水場	不検出	29	31
	清水浄水場	不検出	不検出	不検出

【原発事故後に収集された稲わら】 単位：ベクレル/kg

発表日	採取場所	放射性セシウム		農水省の暫定許容値
		測定値	補正值	
7月22日	大崎市1	7,976	1,817	牛・馬・豚・家きん等300ベクレル/kg(相飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)※詳細な規定あり
7月22日	大崎市2	3,061	697	
7月22日	大崎市3	不検出	—	
7月22日	大崎市4	3,030	690	
7月22日	大崎市5	2,273	518	
7月23日	大崎市6	5,932	1,351	

【飼料用とうもろこしの測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
8月2日	大崎市	不検出	不検出

【農産物の測定結果】 単位：ベクレル/kg

農産物	採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
原乳	8月9日	岩出山集乳所	不検出	不検出
	8月2日	岩出山集乳所	不検出	4
	7月26日	岩出山集乳所	不検出	不検出
	7月19日	岩出山集乳所	不検出	不検出
小麦	7月21日	大崎市(露地)	不検出	不検出
大根	8月8日	大崎市(露地)	不検出	不検出

【出穂前の食用稲の測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性セシウム
8月1日	大崎市	不検出

*食品中に含まれる放射性物質の暫定規制値

放射性物質	食品	暫定規制値
放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/kg
	牛乳・乳製品(注)	
	野菜類(根菜、芋類除く)	2,000ベクレル/kg
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200ベクレル/kg
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500ベクレル/kg
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注：100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないように指導すること。

れるまで、米の出荷は自粛するようお願いいたします。 ※検査結果は、九月下旬に市ウェブサイトで公表予定。

■堆肥等の暫定許容値の設定

国は、堆肥等に含まれる放射性物質の暫定許容値を四百ベクレル/kgに設定しました。これまで、施用・生産・流通を自粛していた堆肥等は、暫定許容値を下回る場合、使用が可能となります。

※原発事故後に収集した稲わらを与えた牛の堆肥は、国が処分方法を示すまで保管してください。

☎7090

農畜産物放射能被害対策支援資金

市では、福島第一原発事故による放射能被害で農畜産物生産や出荷に支障が出た農業者に資金の貸付を実施します。

市内在住の農業を営む個人および市内の農業者で組織する生産組合、集落営農組織、農業生産法人

◆対象

市内在住の農業を営む個人および市内の農業者で組織する生産組合、集落営農組織、農業生産法人

◆資金の使途

農業者等の営農の継続および生活の維持に必要な資金

◆融資の内容

融資限度額	据置期間	返済期間	貸付利率(利子補給)	担保
二百五十万円	二年以内	七年以内	無利子(市1%JA1%)	無担保

◆受付期間

平成二十四年三月三十一日までに融資が決定したものに

◆申込

古川農業協同組合、みどりの農業協同組合、いわでやま農業協同組合 ※詳しくは各農業協同組合にお問い合わせください。